

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

## 目次

第一章 内閣府関係（第一条―第三条）

第二章 総務省関係（第四条）

第三章 厚生労働省関係（第五条・第六条）

第四章 農林水産省関係（第七条・第八条）

第五章 国土交通省関係（第九条・第十条）

附則

## 第一章 内閣府関係

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

第三条第一項中「(都道府県)」の下に「及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)」を加え、「施設が都道府県」を「幼稚園又は保育所等が都道府県(当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設(指定都市の区域内に所在する施設であつて、都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。))が設置する施設以外のものをいう。以下同じ。))である場合にあつては、当該指定都市)」に改め、「の都道府県知事」の下に「(当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設である場合にあつては、当該指定都市の長)を加え、「(昭和三十二年法律第六十七号)」を削り、「基づく都道府県知事」の下に「又は指定都市の長)」を加え、「(昭和三十二年法律第六十七号)」を削り、「基づく都道府県知事」の下に「又は指定都市の長)」を、「当該都道府県」及び「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条第三項中「(都道府県)」の下に「及び指定都市」を、「が都道府県」の下に「(当該連携施設が指定都市所在施設である場合にあつては、当該指定都市)」を、「都道府県知事」の下に「(当該連携施設が指定都市所在施設である場合にあつては、当該指定都市の長)」を加え、同条第五項中「都道府県知事」の下に「(指定都市所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市の長。第八項及び第

九項、次条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項において同じ。」を、「市町村」の下に「（指定都市を除く。）」を加え、「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）」を削り、同項第四号二中「以下ホ」を「ホ」に改め、同条第九項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を、「当該都道府県」の下に「又は指定都市」を、「第三項」の下に「の当該都道府県又は指定都市」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 指定都市の長は、第一項又は第三項の認定をしたときは、速やかに、都道府県知事に、次条第一項に規定する申請書の写しを送付しなければならない。

第三条第七項中「市町村」の下に「（指定都市を除く。）」を加え、同項ただし書中「同じ。」の下に「（指定都市の長が第一項又は第三項の認定を行う場合にあつては、同法第六十一条第一項の規定により当該指定都市が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）」を加え、同項第一号中「第六十二条第二項第一号」の下に「の規定」を加え、「区域をいう。以下この項及び第十七条第六項」を「区域（指定都市の長が第一項又は第三項の認定を行う場合にあつては、同法第六十一条第

二項第一号の規定により当該指定都市が定める教育・保育提供区域）をいう。以下この項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 指定都市の長は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

第三条に次の一項を加える。

12 指定都市の長は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、次条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

第六条中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

第七条第一項第三号中「第二項」を「第三項」に改め、同条第三項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、「第三条第九項」を「第三条第十一項」に改め、「第三項」の下に「の当該都道府県又は指定都市」を加え、「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

第十三条第一項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の」を削り、「同法」を「地方自治法」に改め、「中核市」の下に「（第二十九条第一項及び第三項において単に「中核市」という。）」を加える。

第十七条第六項ただし書中「(指定都市等の長が」の下に「同項の設置の」を加え、「当該指定都市等の長」を「当該指定都市等」に改め、同項第一号中「含む区域」の下に「(子ども・子育て支援法第六十条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域」を、「長が」の下に「第一項の設置の」を加え、「子ども・子育て支援法」を「同法」に、「をいう」を「」をいう」に改める。

第二十八条中「又は第三項の認定をしたとき」を「若しくは第三項の認定をしたとき、同条第十項の申請書の写しの送付を受けたとき、同条第十二項の書類の提出を受けたとき」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「第三条第九項」を「第三条第十項」に改め、「及び都道府県」の下に「(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。)」を加える。

第二十九条第一項中「(都道府県」の下に「、指定都市及び幼保連携型認定こども園の設置者としての中核市」を、「都道府県知事」の下に「(当該認定こども園が指定都市所在施設である場合にあつては当該指定都市の長、当該認定こども園(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。))が中核市の区域内に所在する幼保連携型認定こども園である場合にあつては当該中核市の長。次条第一項及び第三項において同じ。)」を加え、同条第二項中「前項」を「第一

項」に改め、「とき」の下に「、第二項の規定による書類の写しの送付を受けたとき、又は前項の規定による書類の提出を受けたとき」を加え、「当該届出」を「第一項に規定する変更」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 指定都市等の長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、都道府県知事に、当該届出に係る書類の写しを送付しなければならない。

3 指定都市等の長は、当該指定都市等が設置する認定こども園（中核市にあつては、幼保連携型認定こども園に限る。）について第一項に規定する変更を行ったときは、当該変更に係る事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

第三十条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定都市等の長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、都道府県知事に、当該報告に係る書類の写しを送付しなければならない。

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第二条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

第三十四条第一項第一号中「第三条第一項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項」を「第三条第一項の規定により都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に所在する認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市所在認定こども園」という。）については、当該指定都市）の条例で定める要件（当該認定こども園が認定こども園法第三条第一項」に改め、「又は同項」の下に「の規定により都道府県（指定都市所在認定こども園については、当該指定都市）」を加え、「同条第九項」を「同条第十一項」に、「同条第三項の規定により都道府県」を「認定こども園法第三条第三項の規定により都道府県（指定都市所在認定こども園については、当該指定都市）」に、「又は同法」を「）又は認定こども園法」に、「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法」を「指定都市又は地方自治法」に改める。

第三十九条第二項中「市町村長（」の下に「指定都市所在認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。）については当該指定都市の長を除き、」を、「特定教育・保育施設（」の下に「指定都市所在認定こども園、」を加える。

第一条第一項第二号中「都道府県知事」の下に「指定都市所在認定こども園については当該指定都市の長とし、」を加える。

第三条～第十条 (略)

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 (略)

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項又は第三項の認定を受けている施設(指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この条において同じ。))が設置するものに限る。)については、この法律の施行の日(次項及び次条において「施行日」という。)において当該指定

都市の長が第一条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（次項において「新認定こども園法」という。）第三条第十一項の規定による公示をしたものとみなす。この場合においては、同条第十二項の規定は、適用しない。

2 新認定こども園法第三条第十項の規定は、施行日以後に指定都市の長が同条第一項又は第三項の認定をした場合について適用する。

### 第三条（第六条）（略）

（処分、申請等に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施

行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第八条～第十四条 (略)